

令和３年度 相去地区市政座談会 提案課題と回答

日時：令和３年10月27日（水）午後６時～

場所：相去地区交流センター

■提案課題①

新型コロナウイルス感染症情報の開示及び地区の対応について

➤市からの回答

- ・岩手県では、厚生労働省の基本方針に基づいて感染情報を公表しておりますが、施設名は原則、公表事項とされておりません。
- ・なお、陽性者が確認された施設等においては、原則、保健所の指導により、消毒が行われておりますので、感染拡大リスクを排除するための措置は取られているものとお考えください。

■提案課題②

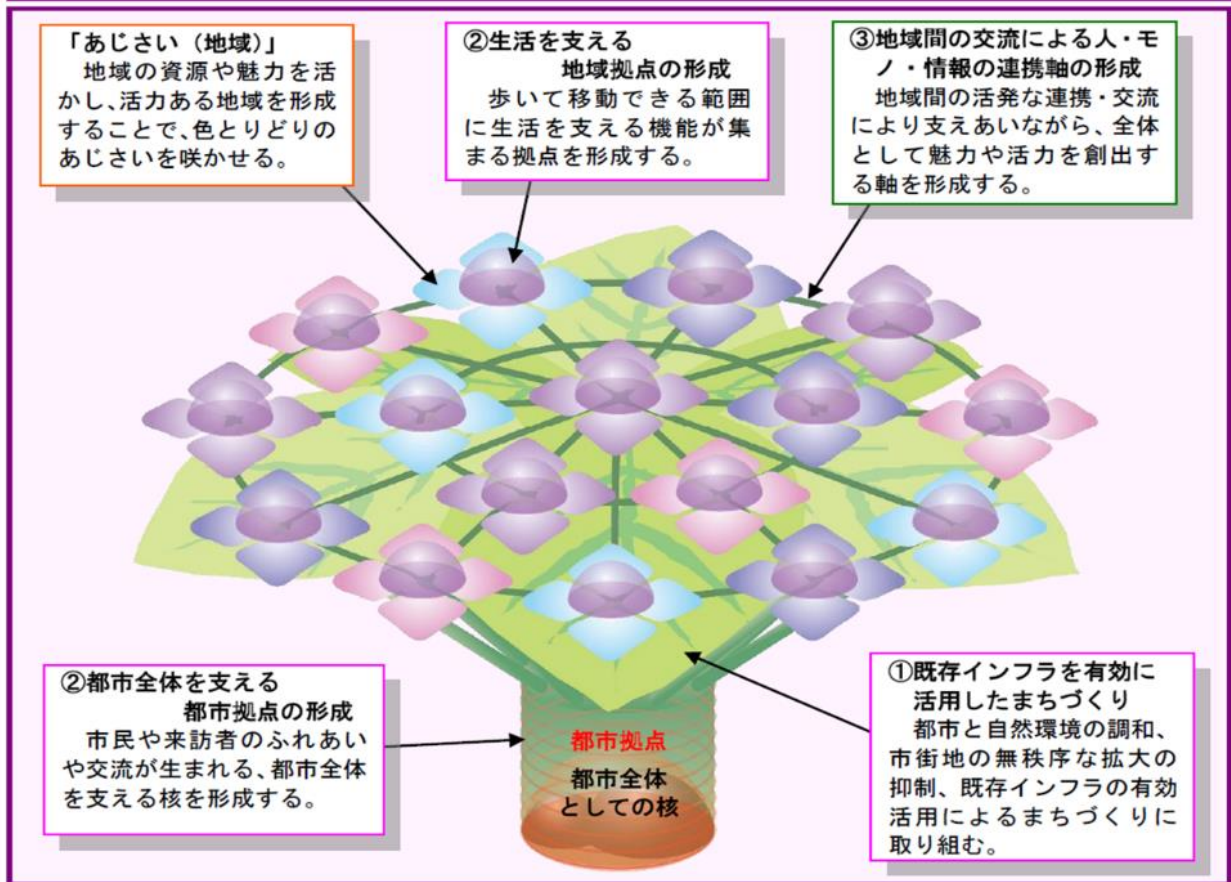
まちづくり３条例について

➤市からの回答

市は、持続可能なまちの将来像として「あじさい都市きたかみ」を掲げ、都市を構成する地域コミュニティをあじさいの花にたとえ、16の地域がそれぞれ独自の資源や魅力を活かして輝き、自立した活力ある地域を形成することで色とりどりのコミュニティとして咲く姿をイメージしています。

このようなまちづくりのために、自治基本条例、まちづくり協働推進条例、地域づくり組織条例を制定し、まちづくり３条例としています。

～都市機能の集約と
地域連携による持続可能な都市～ 『あじさい都市』 きたかみ



○基本理念について

- ・自治基本条例は、情報共有・参画と協働・効果的かつ効率的な市政運営・地域経営・多様性の尊重という基本原則を定め、住民自治によるまちづくりを実現し、自治の推進及び確立を図ることを目的とした、まちづくりの規範となるものです。
- ・まちづくり協働推進条例は、市民一人ひとりが主役となり、真の豊かさを実感できる地域社会を実現するため、まちづくりを協働で推進することを目的として制定したものです。
- ・地域づくり組織条例は、協働のまちづくりを推進し、自主的かつ活力ある地域づくりの進展を図るため、地域づくり組織は住民の意志によって主体的に行動するものであることを定めたものです。

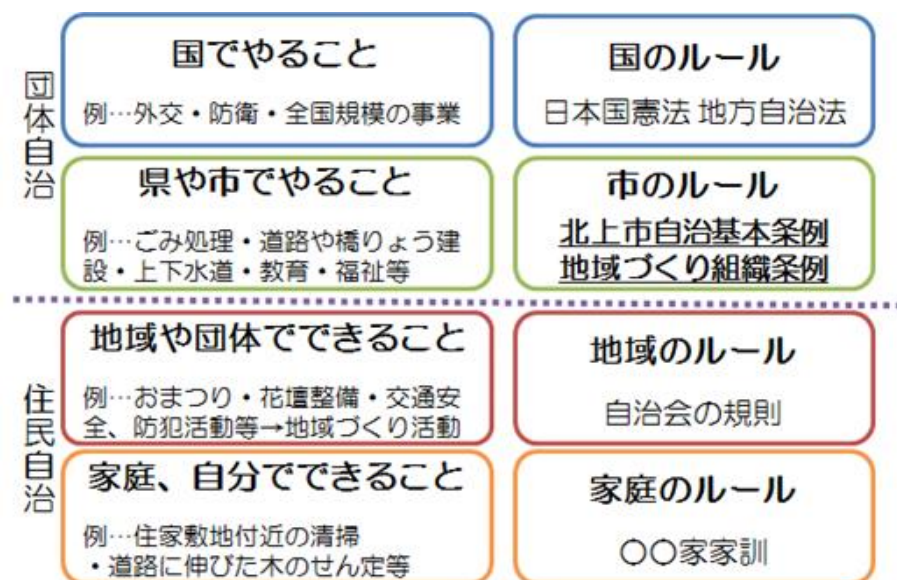
○地域づくり組織の位置づけについて

市は、条例において次のとおり定めています。

- ・地域づくり組織は、市と協働してまちづくりを推進するため、地域計画を策定し、地域づくり事業に取り組むものとする。（地域づくり組織条例第6条）
- ・市民は、自分が暮らす地域において、住みよい地域社会の構築に向け、地域の課題解決や魅力づくりなどのまちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。（自治基本条例第29条）
- ・市民は、地域づくり組織に参加して地域づくりに取り組むよう努めるものとする。（同第30条）

<地域づくり事業の例>

地域の課題解決、地域振興、住民の交流、環境・景観の保全、防災・防犯・交通安全、健康・福祉の増進、生涯学習・スポーツ振興、青少年の健全育成、地域文化の継承など



このように、地域づくり組織は、様々な事業に主体的に、又は市や他の団体と協働して、身近な問題の解決や魅力づくりに取り組むこととしています。また、住民自治の主体である市民は、市全体のまちづくりだけでなく、自分が暮らす地域におけるまちづくり（地域づくり）に積極的に参加することとしています。

■提案課題③

浸水・土砂災害発生懸念箇所に対する地区の対応について

➤市からの回答

○地区の対応について

	大雨の時	事前の備え
自助	・テレビやラジオ等の気象情報の収集しながら、危険な場所に住んでいる場合は、避難する。 ・安全に通行できる段階では、避難所や安全な地域に住んでいる親類、知人宅等へ避難する。 ・避難が困難な場合は、建物の2階などの高いところや斜面から離れた部屋に移動し、身の安全を守る行動をとる。	・ハザードマップを活用し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害の発生のおそれがある場所を確認する。 ・避難場所までの経路で危険な場所が無いか確認する。 ・避難情報の発令前に自主避難することも想定し、安全な地域に住んでいる友人・親戚宅やホテルなどの避難先を検討する。
共助	・自主防災組織の方々などで危険な場所に住んでいる方の避難を促す。 ・避難行動に時間がかかる方が近くにいる場合、自主防災組織などの活動により、地域住民が一体となって避難行動をとる。	・ハザードマップに示されていないが、危険と思われる場所の情報を共有する。 ・地域主体の防災学習や防災訓練を実施して、地域全体で防災意識を高める。
公助	・避難情報の発令や被害情報の発信を行い、市民に災害の状況を伝える。 ・避難所を開設して運営する。 ・関係機関と連携し、被害状況の確認、救命救助に対応する。	・市広報、市ホームページ、コミュニティFM等での防災情報を発信する。 ・ハザードマップの配布や出前講座等による防災知識の普及啓発を行う。 ・市民が参加する市総合防災訓練を実施する。 ・地域の防災リーダーとなる自主防災組織、自主防災マイスター向け研修会等を開催する。 ・災害応急対策に必要な物資を備蓄する。

災害対策基本法の改正により「警戒レベル4避難勧告」は廃止され「警戒レベル3高齢者等避難」、「警戒レベル4避難指示」、「警戒レベル5緊急安全確保」で避難情報を発令します。「警戒レベル4避難指示」が発令された場合、危険な場所にお住まいの方は、必ず避難していただくようお願いします。